



鳥取県公報

令和2年2月7日(金)
号外第14号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (4) (市町村課) 3
	鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例 (5) (くらしの安心推進課) 4

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

医療法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 医療法に基づく事務について定めた規定中引用する医療法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

◇鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

道路運送車両法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 事業者の責務について定めた規定中引用する道路運送車両法の用語を改める。
- (2) 施行期日は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日とする。

条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 略 (16) 第18条ただし書（医療法施行令（昭和23年政令第326号） <u>第1条の5</u> において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による専属の薬剤師を置かないことの許可の申請又は通知の受理及び知事への送付 (17)～(38) 略	鳥取市	8の12 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 略 (16) 第18条ただし書（医療法施行令（昭和23年政令第326号） <u>第1条</u> において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による専属の薬剤師を置かないことの許可の申請又は通知の受理及び知事への送付 (17)～(38) 略	鳥取市
略		略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県暴走族根絶条例の一部を改正する条例

鳥取県暴走族根絶条例（平成12年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事業者の責務) 第5条 道路運送車両法第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を助長するような自動車等の改造をしないようにしなければならない。 2～4 略	(事業者の責務) 第5条 道路運送車両法第78条第4項に規定する自動車分解整備事業者は、県及び市町村が実施する暴走族の根絶に関する施策に協力するとともに、暴走族の活動を助長するような自動車等の改造をしないようにしなければならない。 2～4 略

附 則

この条例は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行の日から施行する。